

災害時外国人住民支援活動助成金交付要綱

平成18年11月21日策定

財団法人自治体国際化協会

(目的)

第1条 この要綱は、災害が発生したときに外国人住民を支援する地域国際化協会またはその協会を応援する地域国際化協会に対し助成金を交付することにより、地域国際化協会の外国人住民に対する円滑な支援を確保するとともに、地域国際化協会相互間の協力関係の構築に寄与することを目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、地域国際化協会とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、災害が発生したときに地域国際化協会が実施する外国人住民(所管区域内に居住するか否かは問わない。以下同じ。)に対する支援活動で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 外国人住民支援ボランティアの派遣
- (2) 外国人住民に対する外国語による情報提供に寄与する活動
- (3) 外国人住民からの相談への対応に寄与する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を実施する地域国際化協会を応援する事業
- (5) その他目的達成事業

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 国やこれに準ずる機関からの助成を受けているもの
- (2) 単なる資金供与だけのもの
- (3) その他、財団法人自治体国際化協会(以下「協会」という。)の助成事業としてふさわしくないと協会が認めるもの

(助成金)

第4条 助成金は、助成事業の実施に要する経費の総額以内の額で、一つの事業当たり100万円を上限とする。

(助成金の申請手続き)

第5条 助成を受けようとする地域国際化協会は、助成金交付申請書(様式第1号)に事業・資金計画書を添付して協会に提出するものとする。

2 前項にかかわらず、緊急を要する場合には、事業実施後における助成金の申請を認めるものとする。この場合、様式第1号に準じた助成金交付申請書に事業・資金支出書を添付して協会に提出するものとする。

(助成金の決定等)

第6条 協会は、提出された助成金交付申請書の内容を審査し、助成の可否及び助成金額を決定するものとする。

2 前項により助成金を決定した場合、協会は、その旨を助成を行う団体（以下「助成団体」という。）に通知するものとする。

3 助成対象事業について、変更・中止・廃止が生じた場合、助成団体は、助成事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第2号）に変更の内容及び理由または中止、廃止の理由を記載して協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金の他用途使用の禁止)

第7条 助成団体は、助成金を助成対象事業に係る経費以外の経費に使用してはならない。

(助成金の概算払)

第8条 助成団体は、助成金の概算払を受けることができる。概算払を受けるには、助成金概算払請求書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。この場合、概算払請求額の限度額は助成金額の8割とする（その額に千円未満の端数が生じる場合は切り捨てる。）。

(実績報告)

第9条 助成団体は、助成対象事業が完了したときは助成事業実績報告書（様式第4号）を速やかに協会に提出するものとする。

2 協会は、助成事業実績報告書を受領したときは、その後速やかに助成対象事業費及び助成金額の確定を行い、助成金額の精算を行うものとする。

3 第5条第2項に基づく助成申請がある場合には、協会は様式第3号に準じて助成事業実績報告書の提出を求め、助成金額の決定を行い、交付するものとする。

(書類、帳簿等の整備、保存)

第10条 助成団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月21日から施行する。